

市内養介護施設・養介護事業者 各位

各務原市 介護保険課長

養介護施設・養介護事業において虐待が疑われる場合の専用の通報フォームの設置について

平素より各務原市の福祉行政にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成18年4月「高齢者虐待防止法」が施行され、虐待を受けている高齢者を発見した者は、市への通報が義務づけられました。高齢者の虐待は、さまざまな要因が複雑に絡み合って発生することや高齢者本人の生命や身体に危険が及ぶことがあることから、早い時期に第三者が介入するなどして、虐待の悪循環を止めることが大切です。

今般、こうした事態を未然に防ぐため、高齢者の虐待通報を従来の窓口や電話等による受付に加え、市Webサイトに設置する虐待通報フォームを用いた受付を開始します。

記

1. 通報フォームの概要

- 市に直接、虐待が通報できる専用窓口を設置
- 窓口はロゴフォームを活用（通報は匿名も可とする。）
- 通報者は家族、現場の介護士等を対象

2. 運用開始日

令和5年1月18日（水）

3. 通報先

- ロゴフォームURL：<https://logoform.jp/f/srFFc>



4. 対象となる養介護施設又は養介護事業

老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、地域包括支援センター、老人居宅生活支援事業、居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

5. 注意事項

- 通報者の個人情報厳守します。
- 通報内容について、担当者から問い合わせをさせていただきます。
- 通報者と連絡が取れない場合、効果的な対応をとることが難しい場合があります。
- 高齢者・障害者施設への一般的な苦情・問合せは受付対象外とします。
- 通報の対象は老人福祉法および介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」です。
- フォーム以外にも以下の電話番号でも通報できます。

6. 問い合わせ先

各務原市健康福祉部
介護保険課 施設指導係
TEL：058-383-2067（直通）
FAX：058-383-6365
メール：kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp